■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約締結日	履行期間 （納入期限）		適用条項 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	上下水道局	水道施設課	水道管管理情報システムデータ更新業務	株式会社管総研	¥7,480,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	水道管管理情報システムは、(株)管総研が開発を行っているシステムであり、当該事業者でなければデータの効率的な更新ができないことから、性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
2	上下水道局	水道施設課	水道管管理情報システム保守業務	株式会社管総研	¥5,316,300	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	水道管管理情報システムは、(株)管総研が開発を行っているシステムであり、当該事業者でなければ不具合が発生した際に迅速な対応ができないことから、性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
3	上下水道局	水道施設課	配管工派遣業務	大東市指定管工事業協同組合	単価契約	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	配管工派遣業務は、本市における凍結などの災害時の応援や待機業務を補完する業務であり、市内の配管状況を熟知している大東市指定管工事業協同組合でなければ、人員等の派遣要請に即応、的確な施工ができないことから、性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
4	上下水道局	水道施設課	鉛管布設替工事業務	大東市指定管工事業協同組合	単価契約	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	鉛管布設替工事業務は、本局からの鉛管布設替工事指示書に基いて施工する工事であり、市内の配管状況を熟知している大東市指定管工事業協同組合でなければ、適切な工事の施工に支障がある可能性があることから、性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
5	上下水道局	水道施設課	水道工事設計積算業務委託	株式会社管総研	単価契約	令和8年5月14日	令和8年5月14日	令和9年3月31日	第2号	本業務に用いる設計積算CADシステムは株式会社管総研が開発・販売を行っているシステムであり、当該事業者でなければ設計積算業務を実施することができない。性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
6	上下水道局	水道施設課	計装機器保守点検業務	吉田機電株式会社　大阪支店	¥23,760,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	本業務は、水運用施設で使用している計装機器が正常に動き続けるために、非常に重要となる設備の保守点検となります。 　また、保守点検以外に、雷などの災害時における機器の故障、日常にて異常な動作をした場合の原因調査や軽微な修繕も含まれております。これらを迅速に実施するためには、これまでのノウハウやデータを活かして水運用に支障を生じさせないよう調整や修繕を実施しなければなりません。 　吉田機電(株)は、本市特有の水運用に関する知識や対応能力を有しており、これらの条件を満たす唯一の業者であるため、性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
7	上下水道局	水道施設課	市町村水道水質共同検査	大阪広域水道企業団　水質管理センター　所長　小田原　光宏	¥3,508,670	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	大阪広域水道企業団と構成市町村が連携し、技術力の維持向上や水質管理の強化を図ることを目的とし設立された機関であり、国又は公共団体と直接契約を締結するため、性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
8										

9										
10										